

令和4年度第2回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年5月10日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時40分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	恩田 真季	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	13番	秦野 勝仁		14番	板 秀樹	
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 桑名 俊成					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認について
第5号	農地利用集積計画案の決定について
第6号	農用地利用配分計画の意見照会について
第7号	南部町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの一部改正について
協議事項	(1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 農地の復元状況の報告について
その他	(1) 令和4年度第3回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	ただいまより、令和4年度第2回南部町農業委員会総会を開会致します。局長は所用の為、本日は私が進行させていただきます。本日の欠席委員はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	= 省略 =
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、13番 秦野勝仁委員、14番 板 秀樹委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2～3頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 筆 m ² 権利種別：所有権移転 贈与 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。
		番号2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m ² 合計：田 筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円、全体で 円と聞いています。
		番号3 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m ² 合計：田 筆 m ² 権利種別：所有権移転 売買 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² 全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしています。売買価格は10aあたり 円、全体で 円と聞いています。
	議長	議案第1号について質疑を受けます。
	庄倉委員	番号2についてお尋ねします。本日の現地調査で現地を見ましたが、農地とは関係のない土砂が積んでありました。どのような指導をされていますか。
議長	地元委員さんから説明をお願いします。	
糸田委員	本日の現地調査には行けませんでした。現地確認はしています。盛り上がった所に草がありましたが、その時は、まさか土砂であるとは思いませんでした。農地とは関係のない土砂が積んであったとのご指摘ですので、再度現地を見まして、所有者の方に経緯等お聞きして、それが営農に影響を及ぼすのかどうかも含めて、も	

		う一度確認させていただきたいと思います。
	議長	既に総会に上がっています。現地も確認された上で議案に上がっているわけで、今になって再度確認するではなく、それまでの過程を知りたいと庄倉委員はおっしゃっています。
	糸田委員	真砂は確認していませんでした。山になっていましたが、畑として利用されていると確認していました。
	議長	本日現地を見られた全委員さんが、真砂が盛ってあり畑の状態ではないと確認されています。事務局から説明をお願いします。
	局長補佐	本日の現地調査でご指摘をいただきましたが、真砂土が建物の敷地内に有り、その余った真砂が畑に置いてあるようでした。当初現地を見に行った際には、その辺の判断ができておらず、指導などはしていませんでした。反省して、改めて指導をしたいと思います。申し訳ございませんでした。
	糸田委員	私の認識も甘かったと反省しています。今後は十分に気を付けたいと思います。
	庄倉委員	あのような真砂を撒かれたら農地として使えないような真砂土が盛ってありましたので、ご指導をお願いします。
	議長	地元委員さんと事務局で指導をお願いします。
	庄倉委員	番号1の さんと さんのご関係を教えてください。
	局長補佐	ご近所の関係でご親戚ではありません。申請地は、 さんが10年以上利用権設定で借りて耕作をされています。現地調査資料の2ページをご覧ください。申請地の隣は さんの農地で、現在この2筆を1枚の田として さんが耕作されています。今後も引き続き1枚の田として耕作される為の贈与です。
	市川職務代理	補足をさせていただきます。事務局から説明がありましたように長い期間利用権設定をされています。昨年3月が利用権の更新でしたので、その際に さんのお宅に伺い奥さんと今後の意向や賃借料についてお話をしました。賃借料の多い少ないよりも耕作をしていただけるだけでありがたい、出来れば譲りたいとおっしゃっていました。改めて、この度の申請にあたり、 さんと さんとお話をしました。私が気になっていた親戚でもない方に贈与される事については、ご家族の了承は得ておられて、今後も是非とも さんに耕作をしていただいて、引き続き農地を守って欲しいと言う事でした。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか、議案第1号についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	<p>農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書4～5頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m² 合計：田 筆 m² 契約種別：使用貸借 用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅 駐車場 貸人： 借人： この申請地は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地に該当しますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置され</p>

	<p>るものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m²</p> <p>合計：田1筆 m² 契約種別：所有権移転 売買</p> <p>用途：宅地 転用目的及び施設の概要：共同住宅 駐車場</p> <p>譲渡人： 譲受人：</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は10aあたり 円で、合計 円と聞いています。</p> <p>番号3-1</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>番号3-2</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m²</p> <p>譲渡人：</p> <p>番号3-3</p> <p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m²</p> <p>譲渡人： 譲受人：</p> <p>合計：畑 筆 m² 契約種別：所有権移転 売買</p> <p>用途：宅地 転用目的及び施設の概要：一般住宅駐車場</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、上から3-1が10aあたり 円で、全体で 万円、3-2が10aあたり 円で、全体で 円、3-3が10aあたり 円で、全体で 円と聞いています。</p>
議長	現地調査報告を市川職務代理よりお願いします。
市川職務代理	<p>本日、午前9時から、恩田会長、黒木委員、岩指委員、庄倉委員、井上委員、亀尾委員、井田委員、作野委員、私、潮局長補佐の10名で現地調査を行いました。</p> <p>番号1は現地調査資料の7ページからになります。場所は13ページをご覧ください。申請地の下側の道路は に通じる道路です。左側は です。8ページの公図をご覧ください。 と は1つの田でしたが、この度の申請で分筆されました。現地は野菜が植えてあり畑として活用されていました。10ページの排水計画図をご覧ください。雨水は、県道側に向かい少し傾斜を付けて県道側の側溝に流されます。汚水は、隣の既存の母屋が使用している下水に接続して公共下水道に流される計画です。11ページの断面図をご覧ください。CからC'の左側は畑でL字型擁壁をされます。分筆して残った農地を活用する為に水路を設けられます。</p> <p>番号2ですが、21ページをご覧ください。左下の駐車場がある建物が です。16ページの土地利用計画図を見ていただくと赤線で囲ってありますが、西側を外してコの字型にブロックを積み上げて、上にフェンスを立てられます。17ページをご覧ください。雨水は、東側が少し高く町道の側溝に流れます。下水は町道の所に公共の下水がありますので、そちらに接続されます。</p>

		番号3は、28ページをご覧ください。申請地のの上側の道路は です。3筆を一帯化して住宅、駐車場にされる計画です。25ページの排水計画をご覧ください。26ページのA-A'の断面図を見ていただくと分かるように、左右の町道が高くなって排水ができない状況になりますので、申請地の中央に新設で雨水を集める柵を造り、そこに集めて排水を流されます。26ページをご覧ください。現在ある水路は個人が造られた田の水はけ用で公図には書いてありません。それを敷地内に通すことはできないので、申請地を迂回させて、暗渠を通して水路に流す計画です。隣地の畑との間には40cmほどのブロックを立てて、申請地から畑に雨水等が流れないようにされます。全ての申請地について、許可妥当であると判断しました。
	議長	議案第2号について質疑を受けます。
	田邊委員	番号3ですが、同じ場所でありながら筆によって売買価格が違うのは何故ですか。
	局長補佐	現地調査資料の23ページをご覧ください。下側の土地から上に安くなっています。土地の形状的には道路に接している所が1番高くなっています。こちらは、 という不動産会社の仲介により決まった金額とお聞きしています。
	議長	地元の庄倉委員分かりますか。
	庄倉委員	不動産会社が仲介されて、それぞれの所有者さんとの間で個別に決められたと聞いています。他の方の金額を聞くわけにもいかないのでは仕方ないと思いました。
	議長	私の想像になりますが、不動産会社は当然利益を出さなくてははいけませんし、成立しなければ手数料は入りません。そのような中で、それぞれの方の考えや、土地の状況など諸々の要件により交渉されて決まった金額ではないかと思います。
	庄倉委員	申請を出された時には金額が決まっていたので、私からは何も言えませんでした。
	議長	農業委員は、不動産屋ではありません。そこまで介入してはいけません。気を付けてください。
	田邊委員	もう1点お聞きします。番号2もどこか仲介が入っていますか。
	局長補佐	さんを通じてです。さんは現在 棟経営されています。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第3号 非農地証明書の交付について	議長	議案第3号『非農地証明の交付について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。 【議案第3号朗読及び説明（議案書6頁）】 番号1 土地の表示： 登記地目：畑 現況地目：原野 地籍： m ² 申請人： 長年耕作しておらず、平成12年頃から原野の状態で現在に至ります。20年以上そのような状況でしたが、確認できるものが無かった為、平成13年国土地理院の航空図面で確認しています。
	議長	質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第3号『非農地証明の交付について』は、議決、承認されました。

議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認について	議長	議案第4号『特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	<p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により提出された下記の承認申請について、承認することの可否について採決を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【議案第4号朗読及び説明（議案書7頁）】</p> <p>土地の表示： 登記地目：田 現況地目：畑 地籍： m² 登記地目：田 現況地目：畑 地籍： m²</p> <p>合計：田 筆 m²</p> <p>貸人：南部町法勝寺377番地1 南部町 南部町長 陶山 清孝 借人： 権利の種類：使用貸借 廃止の理由：市民農園の閉園による 廃止日：令和4年6月1日</p> <p>南部町が土地所有者から借り入れて開設した市民農園で、開設にあたり、農業委員会が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、平成23年4月8日付で承認を行っていました。これにより、南部町と が交わした特定農地貸付けに関する貸付協定及び、特定農地貸付け事業実施者である の貸付規程により、農園の貸付を行っていました。</p> <p>廃止の理由を説明させていただきます。当時、 が、 の事業として農地を探しておられました。 で耕作されていない農地が見つかり、特定農地貸付法に基づき町が地権者より借り受けて、町が に特定貸付を行いました。平成23年5月から11年間活動をされました。夏野菜を苗植えから収穫までされて、収穫した野菜を見守り世帯を中心に提供されたり、玉ねぎを植えて、 の や近隣の住民を中心に収穫体験をするなどの活動をされていました。令和元年度までは の さんやボランティアさん、 の さんなどで野菜などを作っておられました。が、段々と参加者が減少して、令和2年度には、ほぼ の だけで耕耘や草刈りをされていたそうです。令和3年度の6月を最後に活動を終了されています。それからは草刈り管理をされていました。今後も協力者の増加は見込めないことから活動継続は困難であると、今年2月に の の了承を得て、 の市民農園の廃止を決定されました。町としても、 の申し出どおりに廃止を認められました。今後は、町も関与していた責任があるので、引き続きこの農地の利用について検討をしていくことを、 と町の間で確認を取られています。以上です。</p>
	議長	議案第4号について質疑を受けます。
	田邊委員	今後も町との話し合いを続けられるとしても、上手く次の借り手が見つかるのか、荒れてしまわないか懸念します。返された後どうなるのか、そこが明確にならないと簡単に認める事はできないのではないかと思います。その辺のところの説明をお願いします。
	議長	担当地域の市川職務代理より説明していただけますか。
市川職員	を廃止されると聞きまして、今後の事について地主さんとお話をしました。地主さんからは、長年、農作業をしたこともなく、耕作は無理であるとのことでした。また、何人かの方に耕作をしていただけないかお話をしましたが、良い返事はいただけませんでした。再度地主さんとお会いして、せめて自己保全だけでもしていただくようお願いをしたところ、草刈りくらいはしますとのこと返事をいただきました。難しいようなら、シルバーさんや担い手さんに刈ってもらおうように私が仲介のお手伝いをしますと伝えてあります。しばらくは自己管理のお願いをしています。	

	議長	町として借りておられたからには、町には責任を持っていただきたいと私は思っています。私の考えとしては、耕作者を探すのもひとつの手かもしれませんが、公の立場の中で、農地中間管理機構に一旦貸し出していただく。中間管理機構は3年間は草刈りなどの管理をしなければいけません。そのような形でも取ってあげなくては、も町も返して、地主さんばかりに負担がかかるようでは、いささかおかしいのではないかと思います。機構に3年間管理してもらい、その間に農業委員などが努力して耕作者を探すような形を取る。行政機関が借りていたのと、民間の方が借りていたのでは事が違います。是非とも中間管理機構に繋いでいただきたいと思えます。その中で耕作者を探して、地主の方に負担がかからないような形を取っていただきたいと思えます。など他にも市民農園として借りておられる農地があると思えます。公が借りたものは公に責任を取っていただかなければいけません。機械も持っておられない地主さんにご負担をかけるようではいけません。公の機関が絡んだら、公に責任を取っていただかなければいけないと思えます。
	田邊委員	会長がおっしゃった事を肝に銘じられて、確実に実行していただきたいと思えます。耕作放棄地を作らないようにお願いします。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第4号につきましては、原案どおり議決、承認されました。
議案第5号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第5号『農用地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書9~12頁)】</p> <p>整理番号 83番~84番</p> <p>設定を受ける者： 2名</p> <p>設定をする者： 2名</p> <p>設定をする土地： 3筆 計5,608㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <p>整理番号 474番</p> <p>設定を受ける者： 1名</p> <p>設定をする者： 1名</p> <p>設定をする土地： 2筆 計3,060㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合については、産業課の方で説明させていただきます。</p>
	議長	議案第5号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第5号『農用地利用集積計画案の決定について』は原案どおり議決、承認されました。
議案第6号 農用地利用配分計画の意見照会について		(産業課 桑名課長補佐入室)
	議長	議案第6号『農用地利用配分計画の意見照会について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	桑名課長補佐	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書14頁)】</p>
	議長	質疑を受けます。

	井上委員	水田となっていますが、7月1日からの耕作で大丈夫ですか。
	桑名課長 補佐	水稲ではなく白ネギを作付けられます。利用目的が水田になっていますが白ネギに訂正をお願いします。
	議長	耕作者はあまり聞いたことのないお名前ですが、 に住んでおられる方ですか。
	恩田真季 委員	実際に に家を借りて住んでおられます。役目にも出て来ていただいて、部落員として活動をしてもらっています。
	黒木委員	2年間地域おこし協力隊で白ネギを作っておられて、そのまま南部町に残られて白ネギ栽培をされています。
	桑名課長 補佐	ご出身は で、地域おこし協力隊の農業部門で活動していただいていたいました。 で営農経験を積まれて、白ネギの栽培技術を学ばれました。協力隊の活動後も引き続き南部町の営農活動に貢献したいと言う事で、残って白ネギ栽培をされています。
	議長	行政機関は、最初だけで後は知らないではなく、指導なり、しっかりフォローをしてあげて下さい。作付面積はどのくらいですか。
	桑名課長 補佐	昨年の11月総会で、今回の申請地の隣の農地 筆合計 m ² を利用権設定で借りておられます。今回の申請地と合わせて約 反になります。また、地元でも活躍をされていて、 の方でもフォローされるようですし、他にも作付けを希望されている農地があると聞いていますので、今後も困りごとなど耳を傾けながら、しっかり支援をしていきたいと思っています。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第6号『農用地利用配分計画の意見照会について』は、原案どおり議決、承認されました。
		(産業課 桑名課長補佐退室)
議案第7号 南部町農地 転用を伴う 太陽光発電 設備の設置 に関するガイ ドラインの 一部改正 について	議長	議案第7号『南部町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの一部改正について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	(議案第7号 15ページ朗読)これに至った経緯から説明させていただきます。19ページをご覧ください。この度、国ではデジタル化推進と言う事で、農地法に係わる申請をインターネットでできるように進められています。その一環として、申請書の簡素化が進められています。 (19ページ“許可申請書の添付書類”朗読しながら説明。)今までは農地転用許可申請書に申請者の職業記入が必要でしたが削除となりました。法人にあっては、登記全部事項証明書、定款又は寄付行為の、いずれか1つの添付となりました。 その他参考となる書類 が大きな改正であると思います。3条、4条、5条、非農地証明の申請書には担当地域の農業委員さんのサインを求めていましたが禁止となりました。農地転用の申請地の隣地の所有者、耕作者の同意書も禁止となりました。今後は、そのように対応をさせていただきます。それに踏まえまして(16ページ4を朗読)のラインが引いてある部分が削除となります。18ページの隣接農地所有者と自治会の同意の様式が廃止となります。17ページは同意書ではありません。農地転用のルールの中で、同意書は必要で無くなりましたが、隣地への説明は必要であると言う事で、誓約書は残させていただくというものです。 こちらを5月10日から施行するものです。ご審議をお願い致します。
	議長	新しいルールの説明がございました。質疑を受けます。
	井上委員	19ページの内容は、太陽光設備に限る事ですか、それとも全ての転用に関わることですか。
	局長補佐	19ページに書いてあることは、全ての転用の扱いに関して適用となります。太陽光設備のガイドラインは南部町で文書化していましたが、改正に伴い削除となります。

	吉次委員	19 ページに同意書の提出を求めることは禁止と書いてあります。近隣の者には何も知らされずに勝手にできるようになるのではないですか。
	局長補佐	今年の3月31日に農林水産省から通知が来ました。(通知を全文朗読)自治会長、農業委員のサイン、隣地の所有者の同意書などは農地法には定められていない書類で求めてはいけないと通知がなされました。大前提として書類の簡素化があります。ただし、南部町農業委員会としては、同意書は無くなりますが、隣地に何も説明の無いまま進めるのはよろしくないという考えの中で、お願いになります。太陽光ですが誓約書を書いていただく事で折り合いをつける形になっています。
	議長	補足しますと、農業委員などがサインをすることに對して金銭的な見返りなどが起こらない為の予防手段のひとつでもあると思います。
	庄倉委員	同意書が無くなる事は仕方がないと思いますが、誓約書だけでなく、農業委員、近隣等に対する説明はききちんとして欲しいと思います。
	局長補佐	私も同じ思いですので、業者の方には、隣地等への説明はきちんとしていただくように事務局としてお願いしていきたいと思っています。
	議長	他にございせんか。このガイドラインは、5月10日より施行されます。
5. 協議事項 (1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について	議長	協議事項に入ります。『(1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について』説明を求めます。
	局長補佐	令和4年度から制度が大きく変わりました。各農業委員会等で基準に基づく目標設定を行うものです。内容については先月詳しく説明しましたので、数値目標の根拠を説明させていただきます。県や農業会議に確認をいただいています。 20 ページの数字は農林業センサスを基にしています。農林業センサスは、全ての農林業関係者を対象に行われる農林業の国勢調査です。調査員が担当する地域の農林業を営む個人や法人を訪ねて聞き取られた数字をあてはめたものです。 21 ページ“(1) 農地の集積”ですが、国は80%、県は59%の集積率を掲げていますが、町の目標値57%を適用したいと思います。令和10年の耕地面積が777haに減る想定になっていますので、その57%が441haになります。441haから現在の集積面積365haを引いて7年間で割った数字が11haになります。 “(2) 遊休農地の解消”ですが、令和8年度までの5年間で解消する目標です。現在約7haの遊休農地、緑判定があります。5年間で割ると四捨五入して1haになります。令和3年度に新規で発生した緑判定が0.79haで、これが令和4年度に解消する面積になります。 22 ページ“(3) 新規参入の促進”ですが、新規参入者への貸付の目標面積が6.1haです。これは平成28年度から平成30年度の全体の集積面積の平均の1割となっています。 2の“(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標”ですが、国が掲げている1人当たりの目標は月平均10日以上です。西部地区の担当者や、南部町として検討しましたが、10日以上は高い目標設定ではないかと言う事で、南部町では月平均7日を設定したいと考えています。年間平均10日以上になりましたらその委員さんには加点がありますので、是非目指していただきたいと思っています。 (22 ページ (2) 活動強化月間の設定目標の朗読・(3) 新規参入相談会への参加目的朗読)。 23 ページに担当地域ごとの目標を載せていますのでお読み取り下さい。
	議長	皆様よりご質問はございせんか。
	糸田委員	22 ページの新規参入の目標が6.1haと掲げてありますが、非常に高い目標で、現実的に難しいと思いますが、具体的な根拠があれば教えて下さい。
	局長補佐	国からの通知で、過去の3年間の平均の1割と決まっています。高い目標値で

		すが、国の言い分としては、実際に利用集積した面積でなくても、将来的に、2年、3年後にでも新規参入者に貸しても良いと同意を得たものであれば良いと言う事でした。
	糸田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。無いようですので『(1) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について』説明を終わります。
5. 報告事項	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告をお願いします。
(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	局長補佐	【(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について朗読(議案書24頁)】
	議長	ご質問等ございませんか。無いようですので『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告を終わります。
(2) 農地の復元状況の報告について	議長	『(2) 農地の復元状況の報告について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『(2) 農地の復元状況の報告について』朗読(議案書25頁)】 本日現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しました。
	議長	ご質問はございませんか。無いようですので、『(2) 農地の復元状況の報告について』報告を終わります。
(2)令和4年度第3回農業委員会総会の日程について	議長	令和4年度第3回南部町農業委員会総会は、令和4年6月10日(金)に開催します。
その他	局長補佐	来月からクールビズの取り組みを実施します。期間は6月から10月までです。活動記録について2点注意があります。5日ですと、その方の報酬は0になりますので、6日以上、目標設定は7日ですのでよろしくをお願いします。事前の日常の活動欄の日付の横に何時間活動されたか括弧書きで良いのでご記入をお願いします。
8. 閉会	議長	これにて令和4年度第2回南部町農業委員会総会を閉会します。